

第 5748 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月 6日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 自動車通勤者に支給する通勤手当と消費税

Q：当社では、自動車通勤する者について、所得税の非課税限度額相当額の通勤手当を支給しています。この通勤手当は、消費税では課税仕入れになりますか？

A：課税仕入れになります。

【解説】

消費税では、事業者が国内において課税仕入れを行った場合には、その課税仕入れを行った課税期間において仕入税額控除をすることができます。

この場合の、課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、もしくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。

ところで、従業員に支給する通勤手当は、事業者が直接課税仕入れに係る対価を支払うものではありませんが、通勤手当の支給は事業者が事業を遂行する上で必要な経費であり、実費負担相当額であることから、消費税では、事業者が使用人等で通勤者である者に支給する通勤手当(定期券等の支給など現物による支給を含む)のうち、その通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとした場合に、その通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱うこととされています。

したがって、所得税の非課税限度相当額がその通勤に通常必要であると認められるものであれば課税仕入れとなります。

